一般社団法人岡山県レクリエーション協会補助金交付規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人岡山県レクリエーション協会(以下「協会」という。)は、県民の余暇生活を開発、充実させるため、県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に資することを目的とした事業を主体的に実施するレクリエーションの総合的な普及振興及びレクリエーションに関する活動を行う団体に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この規程に定めるところによる。

(補助金の交付の対象等)

- 第2条 前条の補助金は、協会の会員が行う事業に必要な経費であって、別表2の「補助対象経費」に掲げるもののうち、一般社団法人岡山県レクリエーション協会会長(以下「会長」という。)が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。
- 2 前項に規定する事業毎の補助率は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度会長が 別に定める日までに補助金交付申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならな い。

(交付の決定及び取消)

- 第4条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは助成金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 補助事業者は事業完了後30日以内又は3月20日のいずれか早い日までに実績報告書が提出されないときは交付決定を取消しするものとする。

(申請の取下げ)

第5条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その交付決定の通知 を受領した日から起算して20日以内に申請の取下げをすることができる。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

- 第6条 補助事業者は、補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。) の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申 請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽 微な変更についてはこの限りでない。
- 2 会長は、前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は該当条件を変更することができる。

(軽微な変更)

第7条 前条第1項ただし書の「軽微な変更」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1)補助対象経費の各経費区分間の配分をいずれか低い額の20%以内で変更する場合 合及び補助対象経費総額の20%以内を増減する場合
- (2) 補助の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部の変 更をする場合

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、 補助事業中止 (廃止)承認申請書 (様式第4号) を会長に提出し、その承認を受けなけ ればならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、会長の求めがあった ときは速やかに補助事業遂行状況報告書(様式第5号)を会長に提出しなければならな い。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(様式第6号)を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第8条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定年度の3月20日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 会長は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。
- **2** 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額 を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払い又は精算払いの請求)

第13条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金概 算払(精算払)請求書(様式第9号)を会長に提出しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過

する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書(様式第10号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものはこの限りではない。

- 2 会長は、前項の承認した補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより、当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を協会に納付させることができる。
- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した 財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って その効果的運用を図らねばならない。
- 4 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第16条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、会 長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、理事会で議決を受けた日(令和3年11月11日)に施行し、一般社団法 人岡山県レクリエーション協会の設立登記の日(令和3年9月1日)から適用する。
- 2 この規程の施行前に任意団体岡山県レクリエーション協会の補助金交付要綱により補助金交付の交付決定通知を受けているものは、第4条の規定により交付決定がなされたものとみなしてこの規程の規定を適用する。